

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和3年11月1日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社L u u p

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 10月末までの安全性の検証結果を踏まえ、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

（1）新事業活動に係る事業の内容

下記（2）に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データ等をGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

（2）新事業活動を行う場所の住所

- ①大阪府大阪市
- ②京都府宇治市
- ③京都府京都市
- ④東京都品川区
- ⑤東京都渋谷区
- ⑥東京都新宿区
- ⑦東京都世田谷区
- ⑧東京都中央区
- ⑨東京都千代田区
- ⑩東京都港区
- ⑪東京都目黒区
- ⑫神奈川県横浜市神奈川区
- ⑬神奈川県横浜市中区
- ⑭神奈川県横浜市西区

（3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の１）、２）、３）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- １）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- ２）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- ３）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

（ア） 長さ 140センチメートル

（イ） 幅 80センチメートル

（ウ） 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

（ア） 原動機として、電動機を用いること。

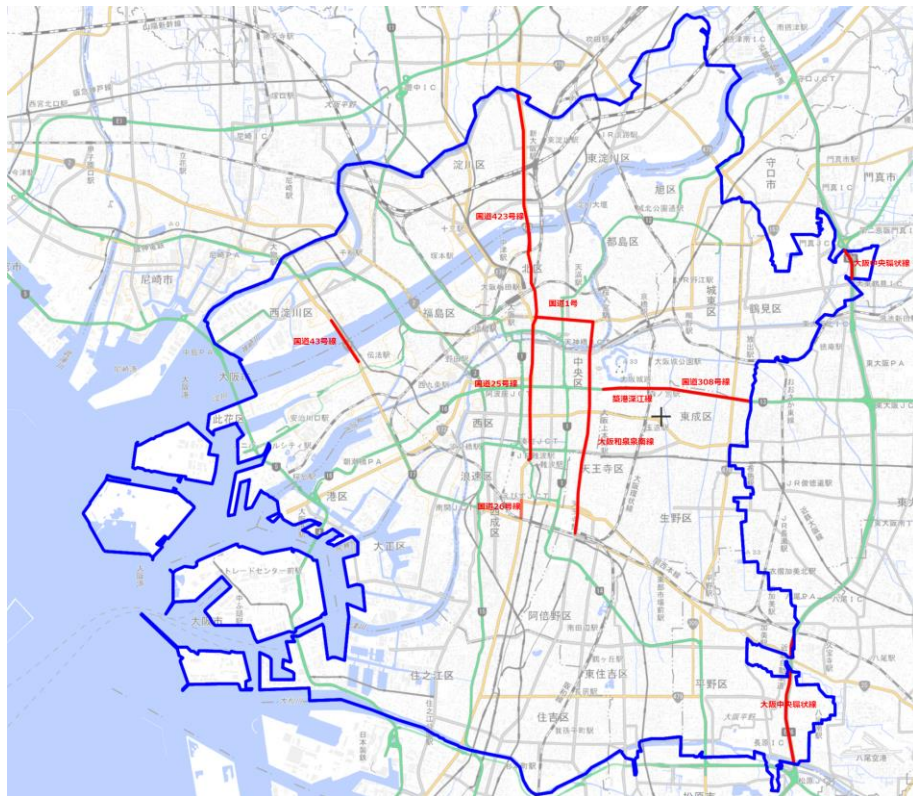
（イ） 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

（ウ） 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和３年４月～令和４年７月

株式会社Luup実証エリア 大阪府大阪市



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道423号

吹田市境～国道25号に接続

国道25号

国道423号に接続～難波5丁目（難波西口交差点については特例の対象区域に含む）

国道26号

浪速区戎本町1丁目（大國交差点を特例の対象区域に含む）～西成区花園北1丁目（花園北交差点を特例の対象区域に含む）

国道43号

新伝法大橋（高架部分）

国道1号

北区曾根崎2丁目（梅田新道交差点を特例の対象区域に含む）～北区東天満2丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）

大阪和泉南線

北区東天満2丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）～阿倍野区阿倍野筋1（近鉄前交差点を特例の対象区域に含む）

築港深江線

中央区馬場町3（法円坂交差点を特例の対象区域に含む）～国道308号線に接続

国道308号

東大阪市境～築港深江線に接続

大阪中央環状線

鶴見区茨田大宮1丁目～鶴見区安田2丁目

平野区加美東7丁目～平野区加美南5丁目

平野区長吉出戸3丁目～平野区長吉川辺2丁目

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア
京都府宇治市

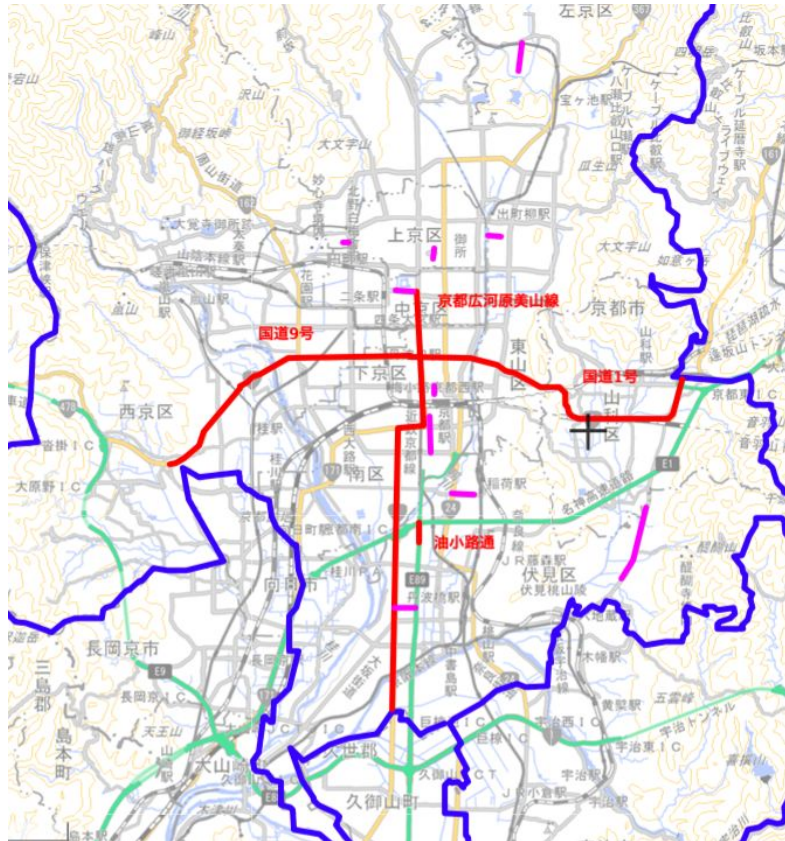


青枠: 実証エリア

ピンク線: 普通自転車専用通行帯
府道宇治淀線
大久保町15号線～国道24号

※2021/9/30 現在
今後変更の可能性あり

株式会社 Luup実証エリア
京都府京都市



青枠: 実証エリア

赤線: 特例対象外区間

国道1号線

京都市・大津市境～伏見区・久御山町境

国道9号線

下京区堀川通り五条～西京区大枝中山町2丁目(中山向日交差点)

京都広河原美山線(府道38号線)

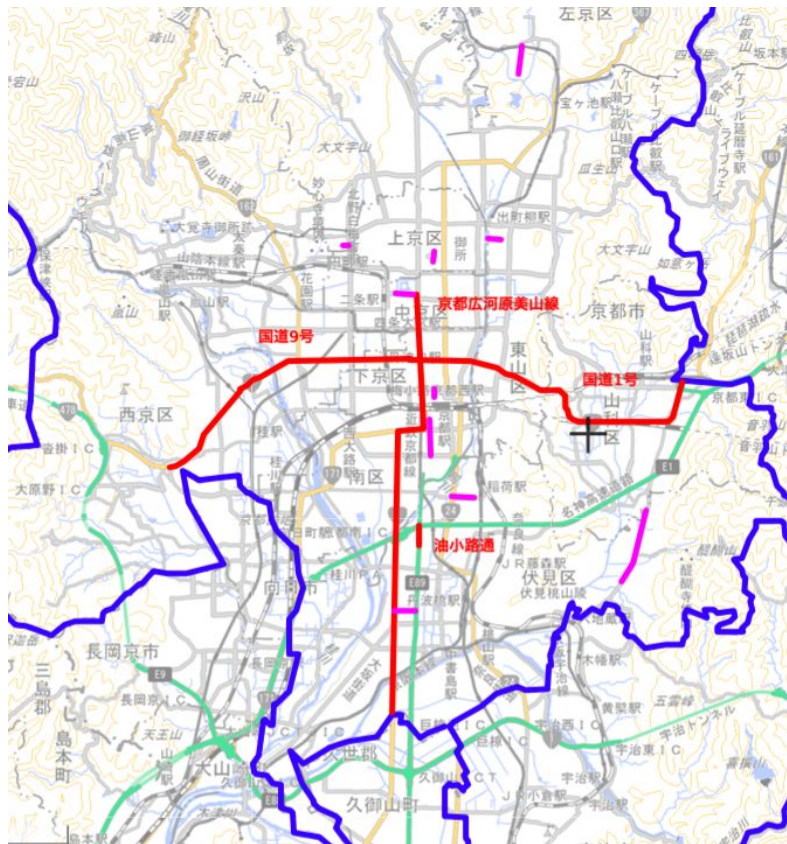
下京区泉水町(国道1号交差点)～中京区池元町(府道7号交差点)

油小路通

第二京阪道路城南宮北出入口～新城南宮道

※2021/9/30 現在
今後変更の可能性あり

株式会社 Luup実証エリア
京都府京都市



ピンク線: 普通自転車専用通行帯
新町通
下長者町通～下立売通
七条通～塩小路通
押小路通
猪熊通～美福通

府道大津宇治線
醍醐古道町～醍醐合場川

毛利橋通
油小路通～国道1号

府道中山稻荷線
師団街道～国道24号

西洞院通
東寺道～十条通

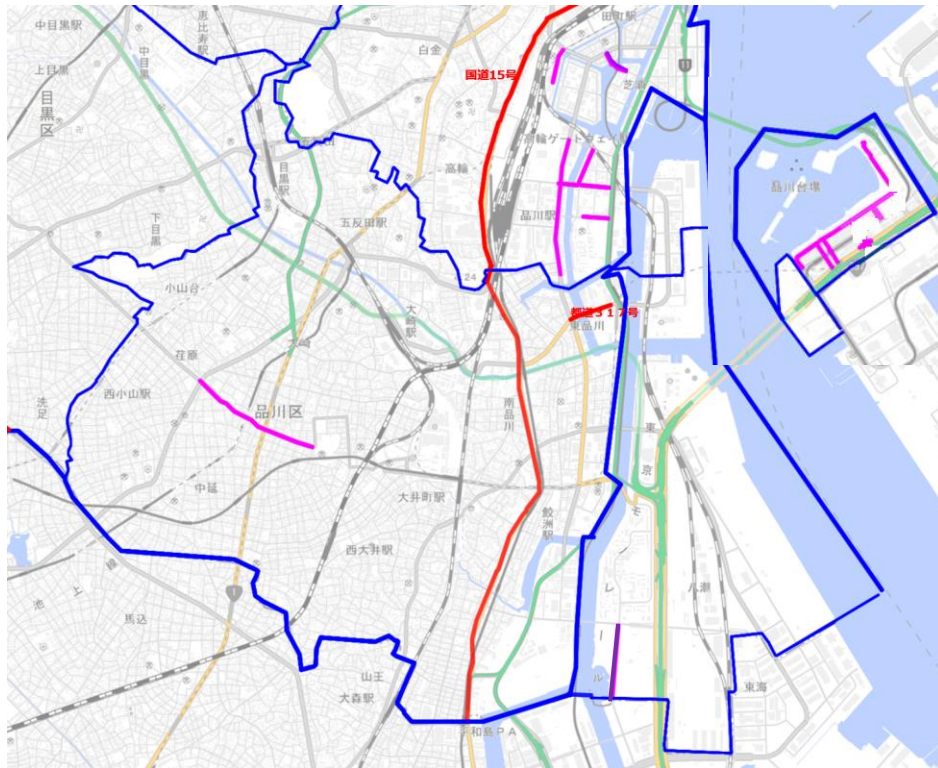
仁和寺街道
西大路通～佐井通

洛北第二経14号線、
洛北第二緯9号線～上高野幡枝線

東一条通
鞠小路通～川端通

※2021/9/30 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア 東京都品川区



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

都道317号線

品川区東品川1丁目39番（新東海橋交差点は特例の対象区域に含む）～品川区東

品川2丁目5番（天王洲アイランド交差点は特例の対象区域に含む）

国道15号線

品川区北品川4丁目7番（港区境）～品川区南大井2丁目12番（大田区境）

ピンク線：普通自転車専用通行帯

一般都道

品川区西中延1丁目1番10号先～品川区平塚1丁目17番6号先

品川区戸越3丁目9番17号先～品川区戸越4丁目9番11号先

品川区戸越5丁目7番5号先～品川区戸越5丁目3番1号先

品川区東中延1丁目4番5号先～品川区西中延1丁目2番4号先

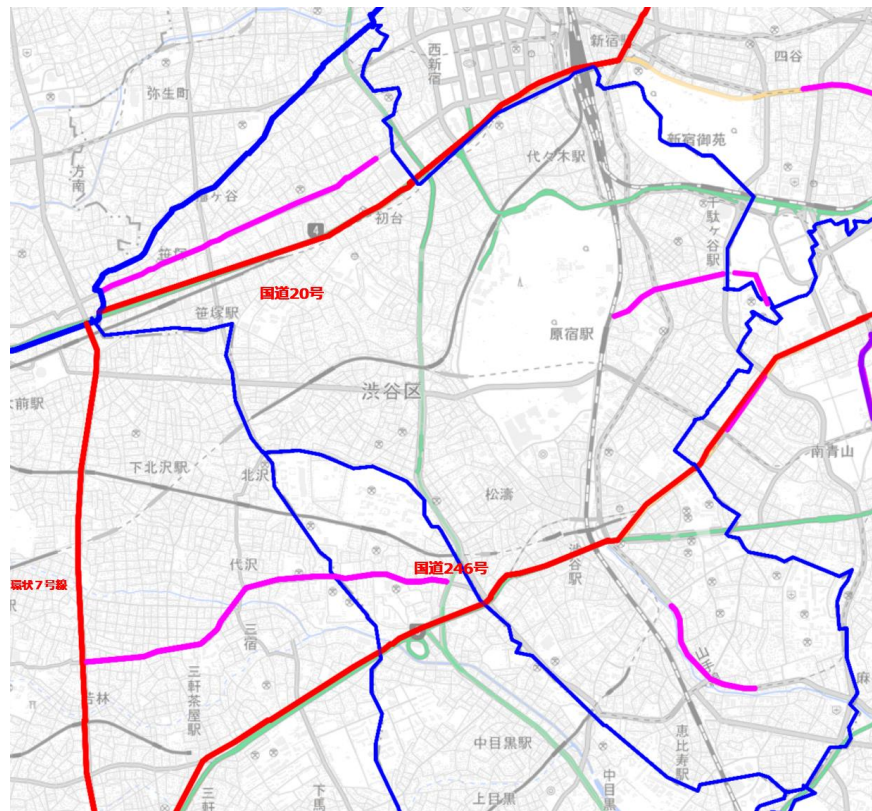
紫線：自転車道

区市町村道

品川区八潮4丁目1番先～品川区八潮4丁目2番先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア 東京都渋谷区



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道20号

新宿区境～杉並区境

国道246号

港区境～目黒区境

ピンク線：普通自転車専用通行帯

水道道路

渋谷区本町1丁目5番1号先～渋谷区笹塚2丁目2番先北西角

明治通り

渋谷区広尾1丁目1番先東角～渋谷区東2丁目2番3号先

区市町村道

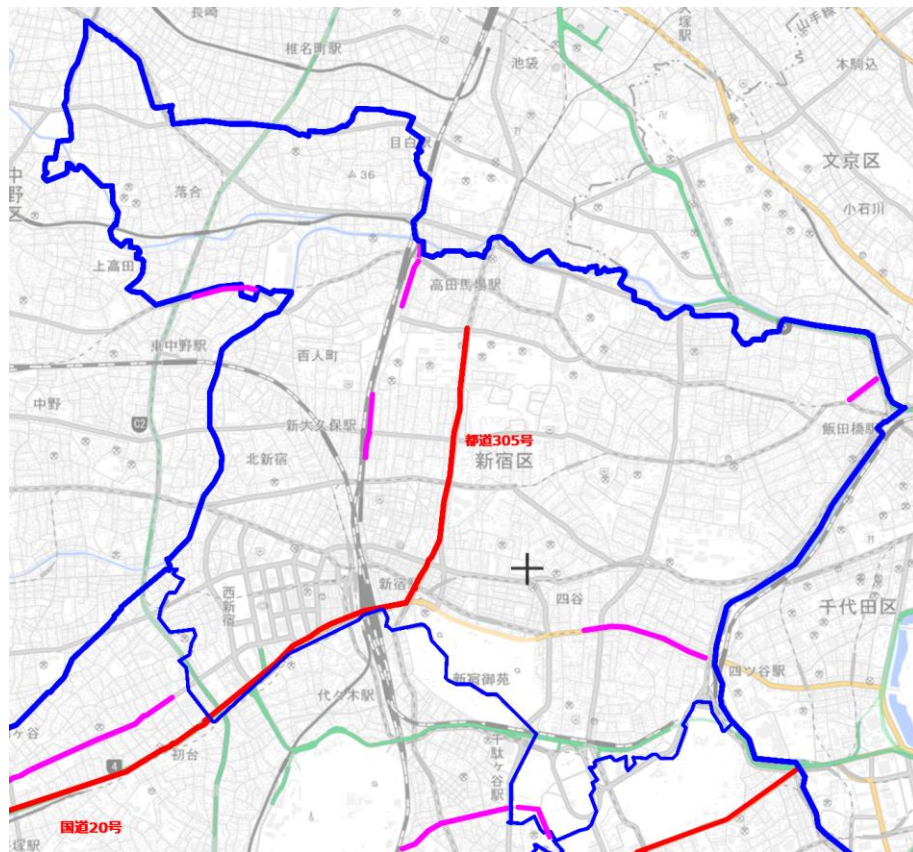
渋谷区千駄ヶ谷3丁目6番2号先～渋谷区千駄ヶ谷2丁目31番20号先

明治通り

渋谷区広尾1丁目14番15号先～渋谷区広尾1丁目15番3号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア 東京都新宿区



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

都道305号線

新宿区新宿3丁目1番（新宿四丁目交差点）～ 新宿区大久保3丁目14番（諏訪町交差点については特例の対象区域に含む）

※ 新宿四丁目交差点は、特例の対象に含まない

国道20号

新宿区新宿3丁目1番（新宿四丁目交差点）～ 渋谷区境

ピンク線：普通自転車専用通行帯

主要地方道

新宿区新小川町1番14号先～新宿区津久戸町5番1号先区市町村道

区市町村道

新宿区霞ヶ丘町4番先南角～新宿区霞ヶ丘町5番先北西角

新宿区百人町1丁目7番20号先～新宿区百人町1丁目8番6号先

新宿区百人町2丁目3番先～新宿区百人町2丁目3番先

新宿区高田馬場1丁目31番8号先～新宿区高田馬場1丁目35番3号先

新宿区高田馬場2丁目18番1号先～豊島区境

早稲田通り

新宿区上落合2丁目28番1号先～新宿区上落合1丁目5番3号先

国道20号

新宿区四谷1丁目2番地4先～新宿区四谷3丁目5番地5先

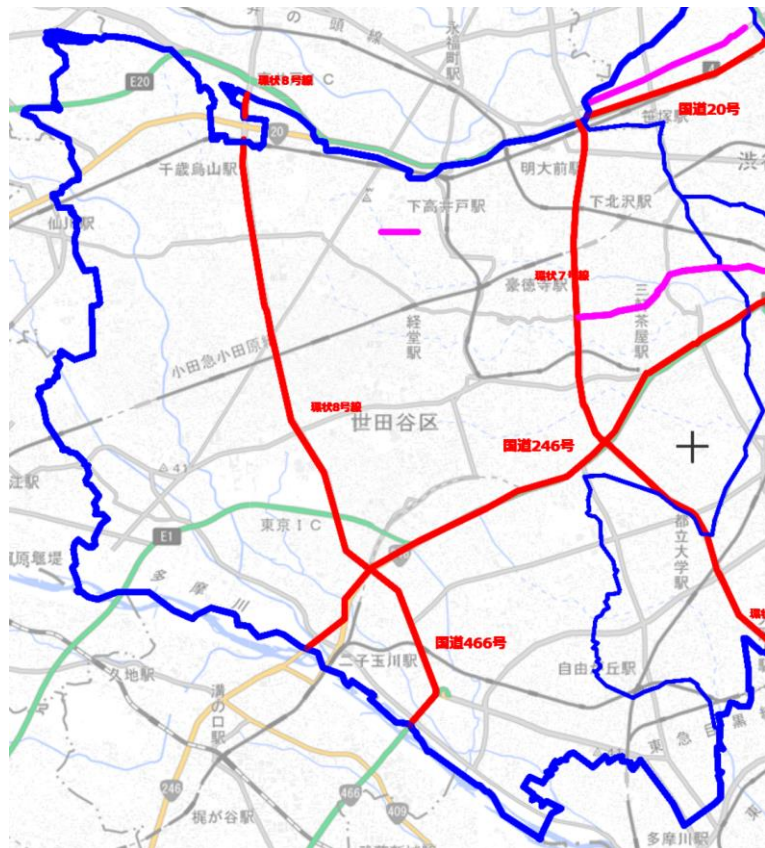
新宿区四谷3丁目7番地先南西角～新宿区四谷2丁目2番地17先

新宿区四谷3丁目9番地12先～新宿区四谷3丁目13番地12先

新宿区四谷4丁目9番地12先～新宿区四谷3丁目11番地2先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア 東京都世田谷区



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

国道246号
目黒区境～世田谷区鎌田1丁目1番（神奈川県境）
環状7号線
世田谷区大原2丁目23番（杉並区境）～目黒区境
環状8号線
世田谷区上北沢5丁目41番～世田谷区野毛1丁目25番（第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む）

ピンク線：普通自転車専用通行帯

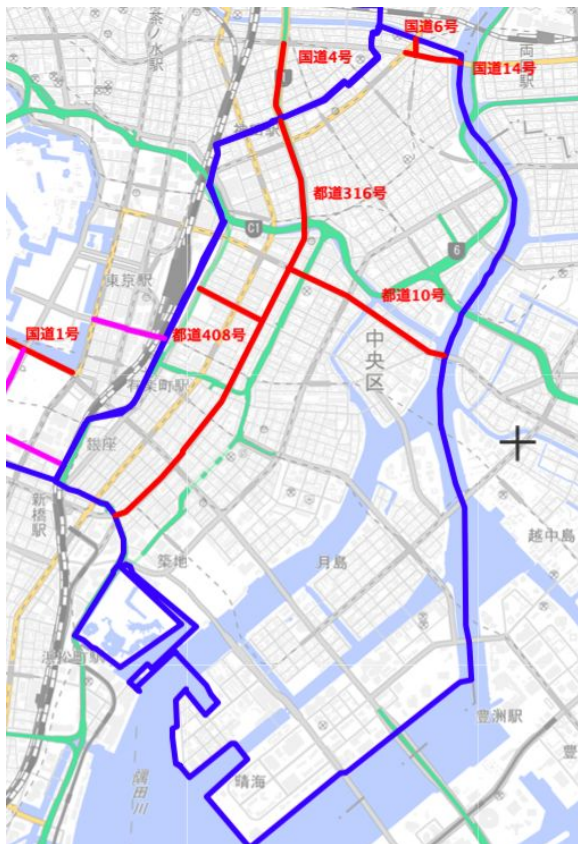
淡島通り
目黒区大橋2丁目1番1号先～世田谷区若林2丁目36番6号先

区市町村道

世田谷区桜上水3丁目17番6号先～世田谷区赤堤5丁目2番1号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア
東京都中央区



青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

都道316号(昭和通り)

中央区銀座8丁目15番(港区境)～中央区日本橋本町3丁目8番(国道4号と接続)

国道4号(昭和通り)

中央区日本橋本町4丁目9番(都道316号と接続)～中央区日本橋本町4丁目12番(千代田区境)

都道10号(永代通り)

中央区日本橋2丁目15番(江戸橋一丁目交差点は特例対象外区間に含む)～中央区新川1丁目31番(江東区境)

都道408号(八重洲通り)

中央区八重洲2丁目1番(八重洲中央口前交差点は特例対象外区間に含まない)～中央区京橋1丁目11番(京橋一丁目交差点は特例対象外区間に含む)

国道14号

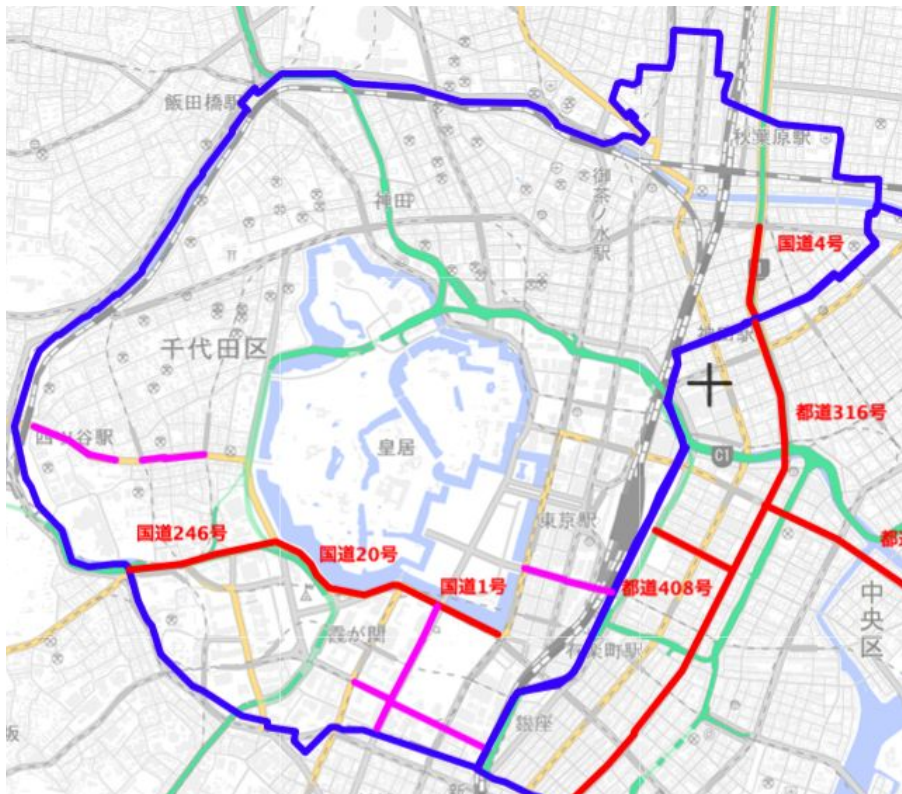
中央区東日本橋2丁目16番(国道6号と接続する浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む)～中央区東日本橋2丁目25番(墨田区境)

国道6号

中央区東日本橋2丁目27番(浅草橋南詰交差点は特例対象外区間に含まない)～中央区東日本橋2丁目26番(浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む)

中央区日本橋横山町12番(浅草橋交差点は特例対象外区間に含まない)～中央区日本橋横山町10番(浅草橋東交差点は特例対象外区間に含む)

※2021/9/30 現在
今後変更の可能性あり



赤線: 特例対象外区間

千代田区岩本町3丁目2番～岩本町1丁目1番

千代田永田町2丁目18港区境)～千代田区永田町1丁目8番国道20号と接続

千代田永田町1丁目8番国道246号と接続～千代田区霞ヶ開2丁目1番国道1号と接続

千代田区霞ヶ関1丁目1番(国道20号と接続)～千代田区日比谷公園1番(日比谷交差点は特例対象外区間に含まない)

霞ヶ関1丁目2番3号～霞ヶ関1丁目1番1号

日比谷公園1番6号 ~内幸町2丁目 1番1号

内幸町1丁目5番2号～霞ヶ関1丁目3番1号

霞ヶ関1丁目2番1号～霞ヶ関1丁目2番1号

日比谷公園1番5号先～内幸町1丁目1番 3号

丸の内3丁目5番1号～丸の内3丁目2番北西角

丸の内2丁目1番1号～丸の内2丁目7番1号

麴町2丁目1番北東角～麴町3丁目1番13号

麴町5丁目1番北東角～麴町6丁目1番北側

麴町6丁目6番南側～麴町5丁目4番南東角

麴町3丁目2番南側～麴町2丁目4番1号

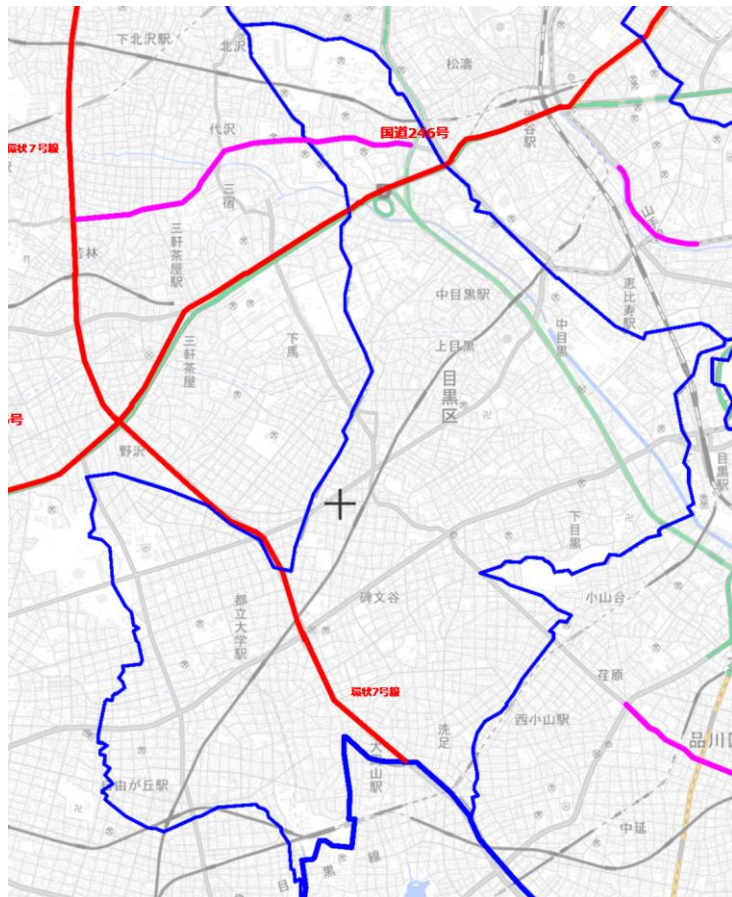
※2021/9/30 現在

今後変更の可能性あり

港区南青山2丁目2番先～港区六本木7丁目2番先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

株式会社Luup実証エリア 東京都目黒区



青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

環状7号線

目黒区南3丁目15番（大田区境）～世田谷区境

国道246号線

渋谷区境～世田谷区境

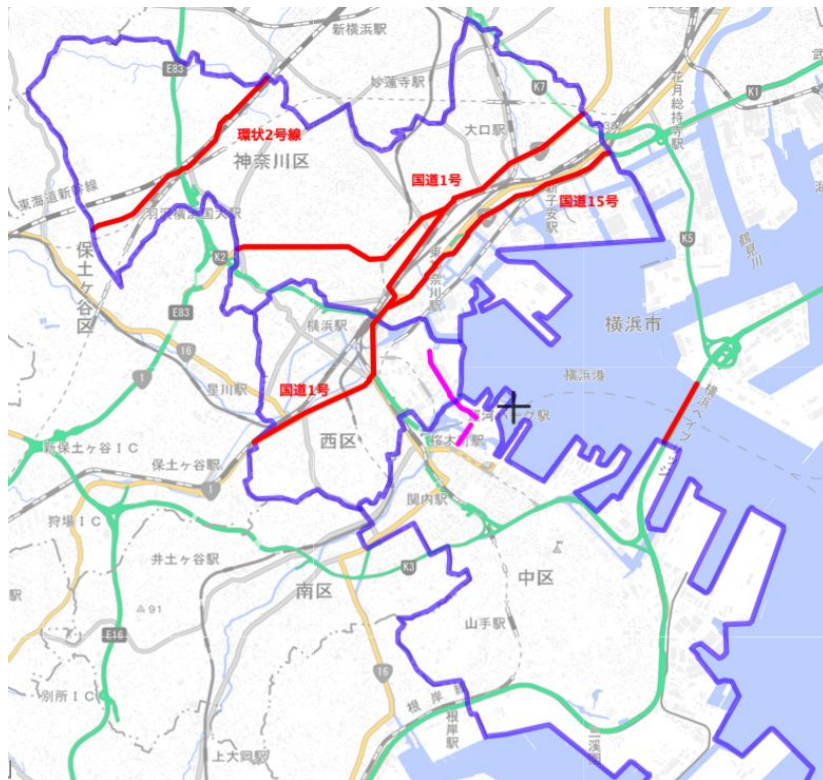
ピンク線：普通自転車専用通行帯

淡島通り

目黒区大橋2丁目1番1号先～世田谷区若林2丁目36番6号先

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

神奈川県横浜市中区・西区・神奈川区



青枠: 実証エリア

赤線: 特例対象外区間

○一般国道1号線
・横浜市鶴見区・神奈川区境～横浜市西区・保土ヶ谷区境
・横浜市神奈川区立町交差点～横浜市神奈川区・保土ヶ谷区境

○一般国道15号線
・横浜市鶴見区・神奈川区境～横浜市神奈川区青木通交差点

○市道環状2号線
・横浜市神奈川区全域

○横浜ベイブリッジ

ピンク線: 普通自転車専用通行帯

○万国橋通り

・横浜市中区新港2-1-1～横浜市中区海岸通5-25-2
・横浜市中区新港1-6～横浜市中区海岸通4-23-1

○臨港幹線道路下り側道

・横浜市西区みなとみらい1-1～横浜市中区新港2-3-1

○臨港幹線道路上り側道

・横浜市中区新港2-2-1～横浜市西区みなとみらい5-3-2

○すずかけ通り

・横浜市西区みなとみらい5-1-3～横浜市西区みなとみらい5-3-1
・横浜市西区みなとみらい4-10-1～横浜市西区みなとみらい4-4-2

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和3年11月1日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社m o b b y r i d e

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 10月末までの安全性の検証結果を踏まえ、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

（1）新事業活動に係る事業の内容

下記（2）に記載するエリアにおいて一定期間、電動キックボードを利用する権利を有償、もしくは無償で付与し、利用者の走行データ等を車載GPSなどを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

（2）新事業活動を行う場所の住所

福岡県福岡市

（3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1）、2）、3）をいずれも満たし、かつ本事業で使用する電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

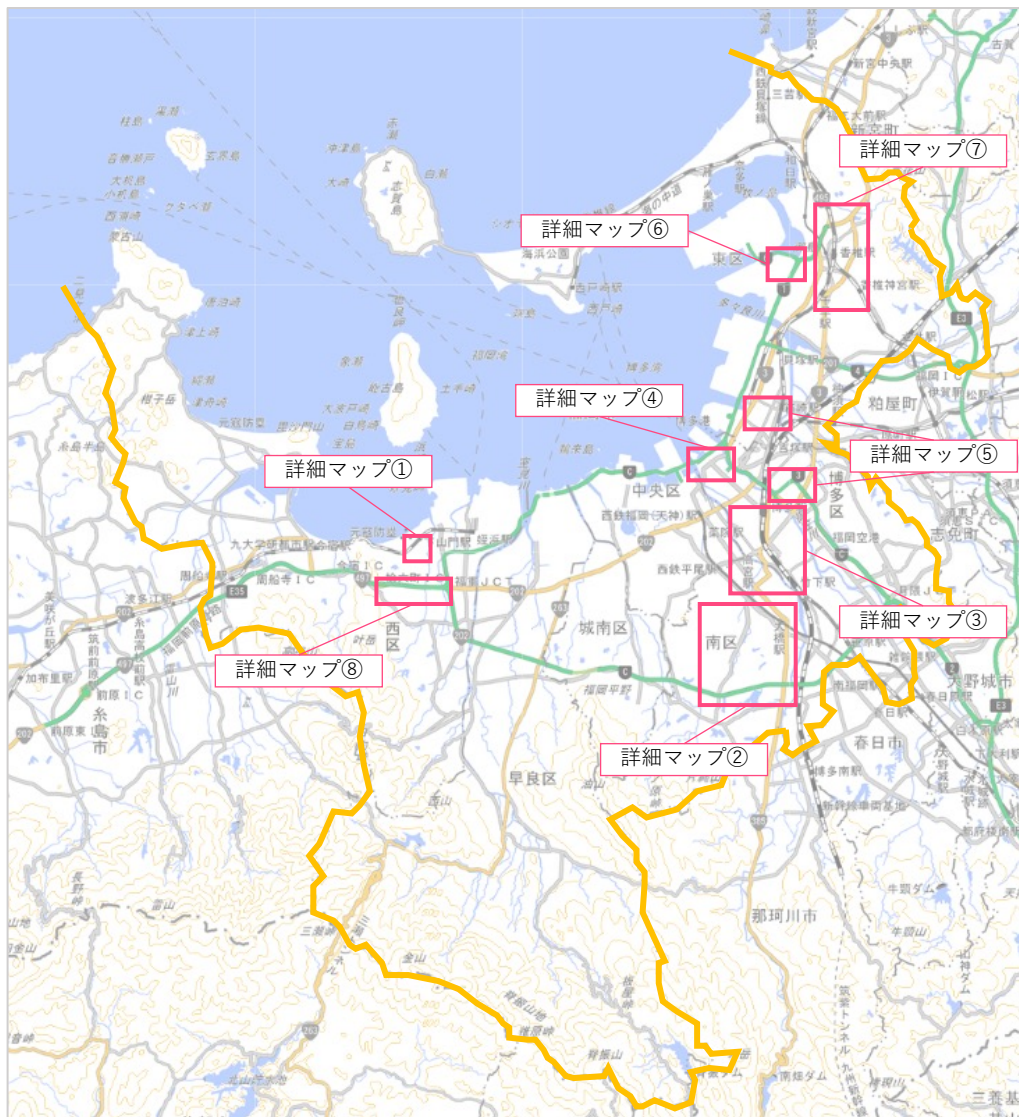
ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

（ア） 長さ 140センチメートル

（イ） 幅 80センチメートル

- (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

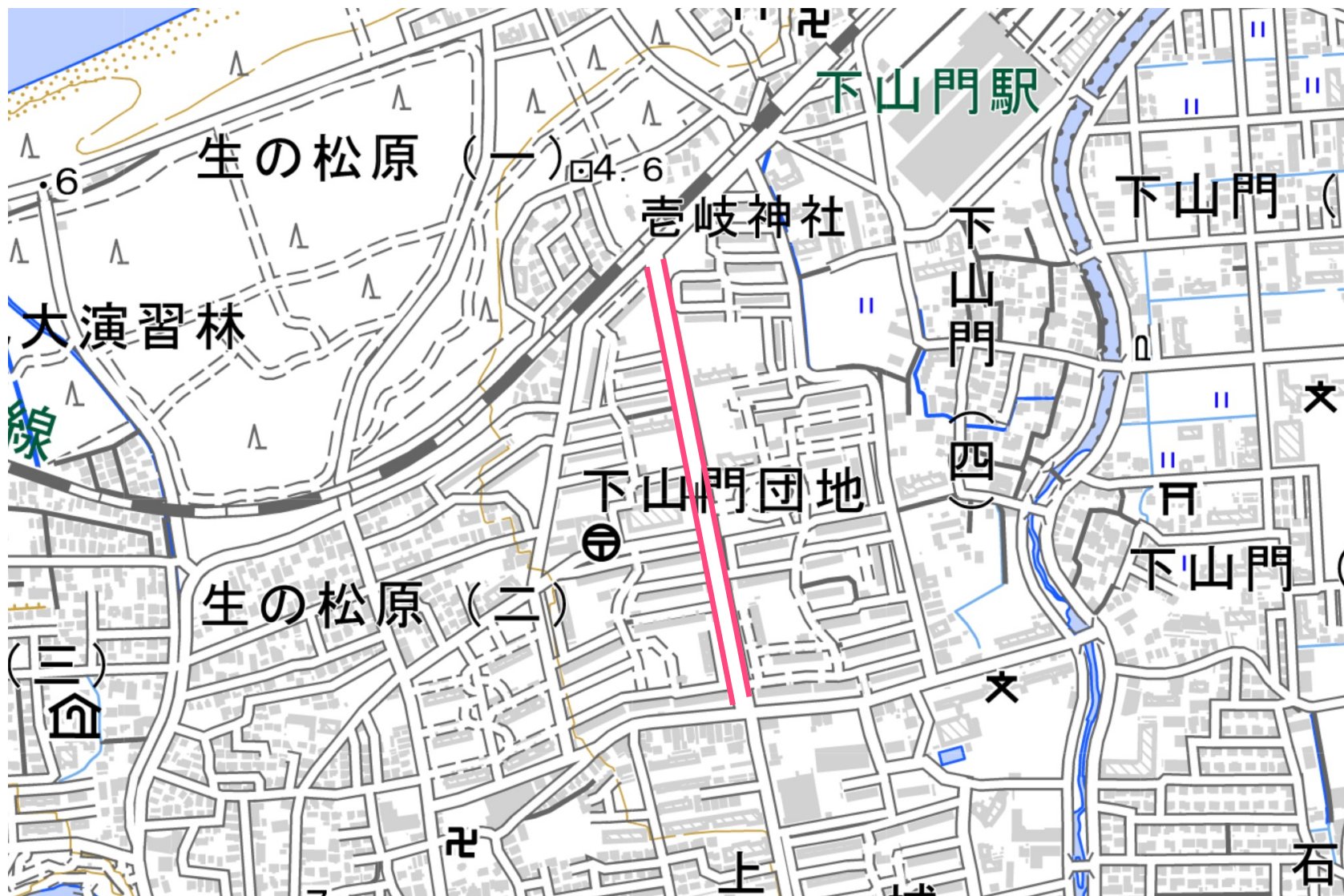
5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
令和3年4月～令和4年7月



福岡県福岡市全域を特例対象エリアとする
普通自転車専用通行帯、自転車道については
次頁以降の詳細マップを参照

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

— 普通自転車専用通行帯

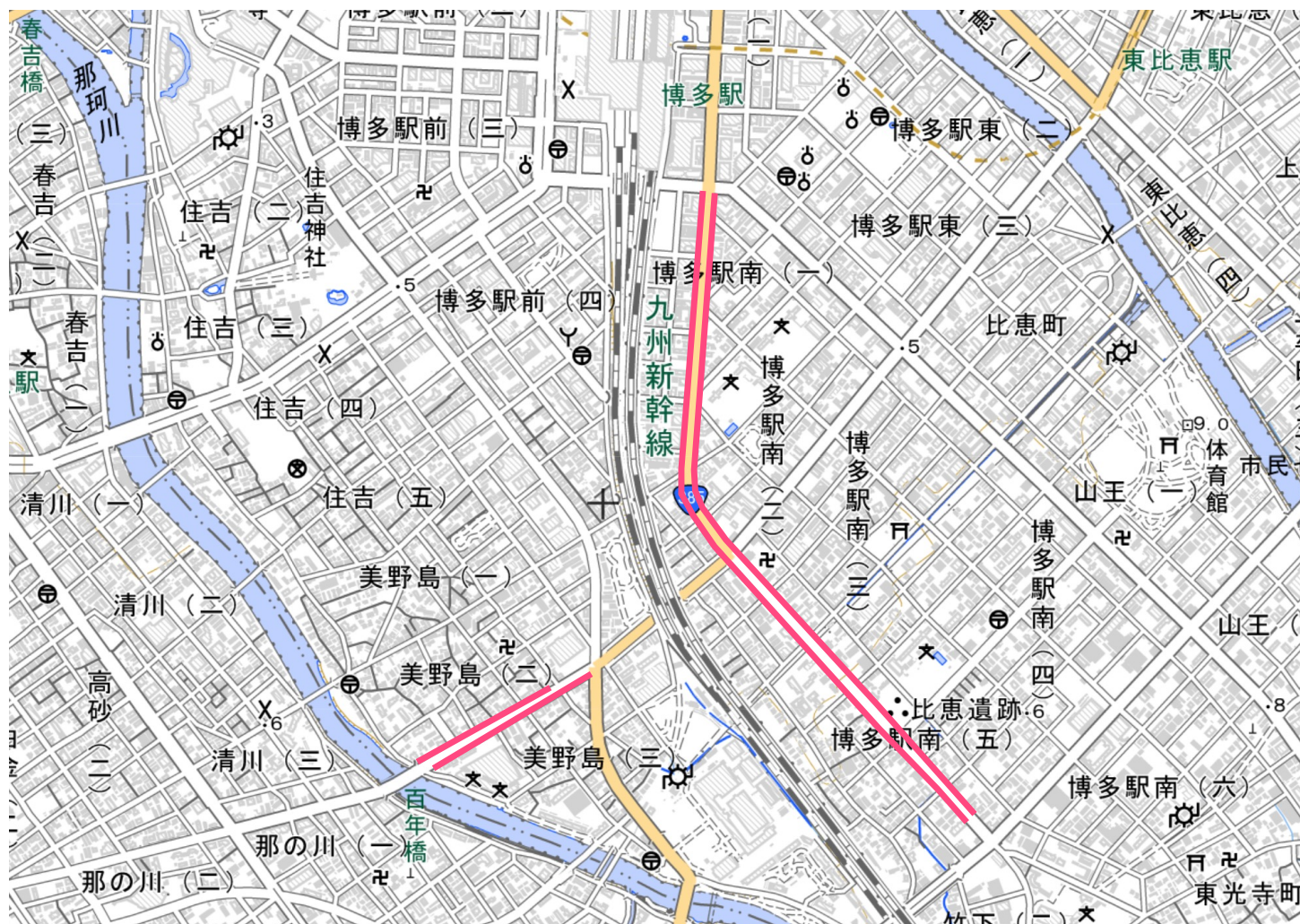


普通自転車専用通行帯



※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

普通自転車専用通行帯



※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

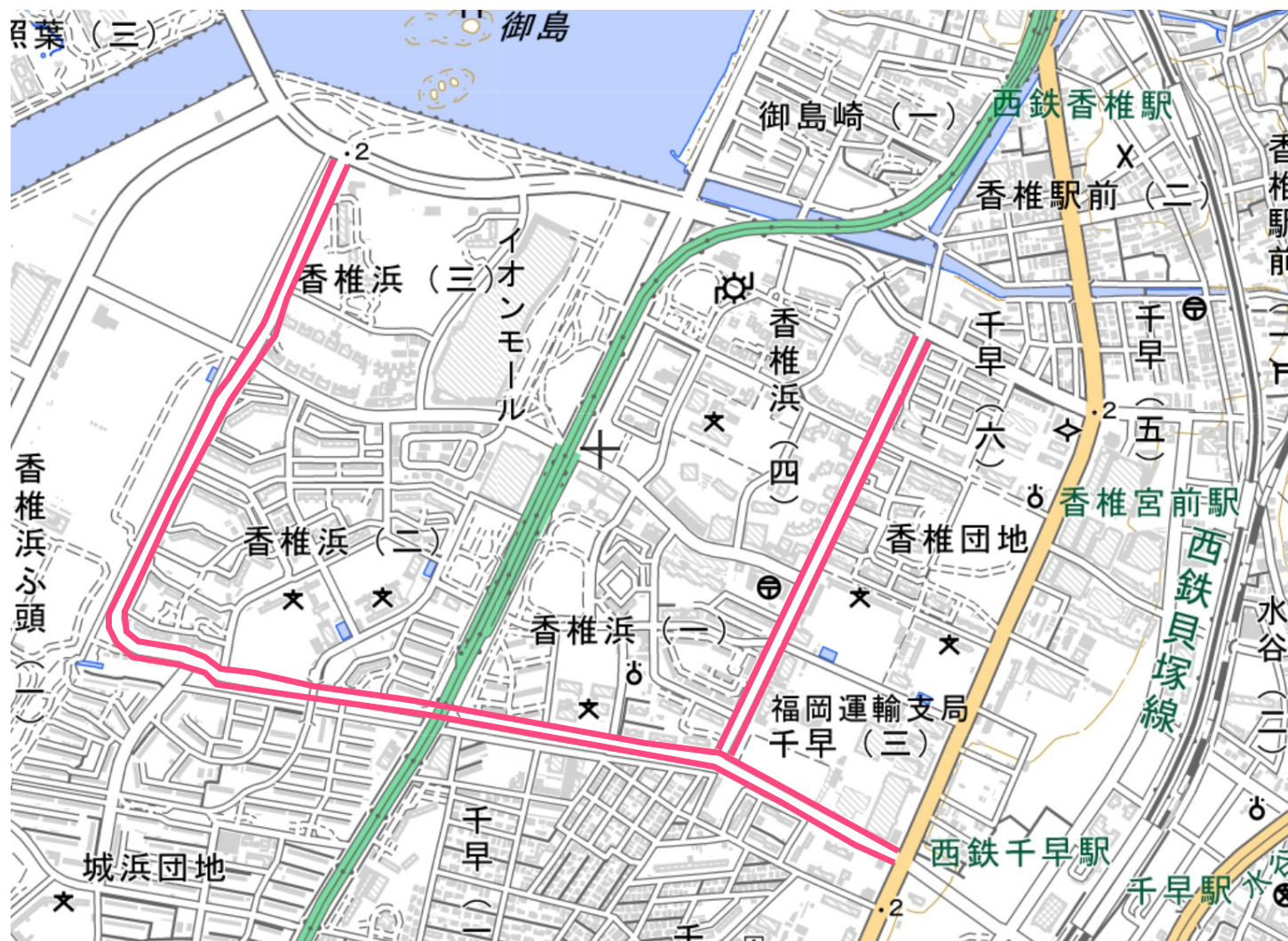
5

—— 普通自転車専用通行帯



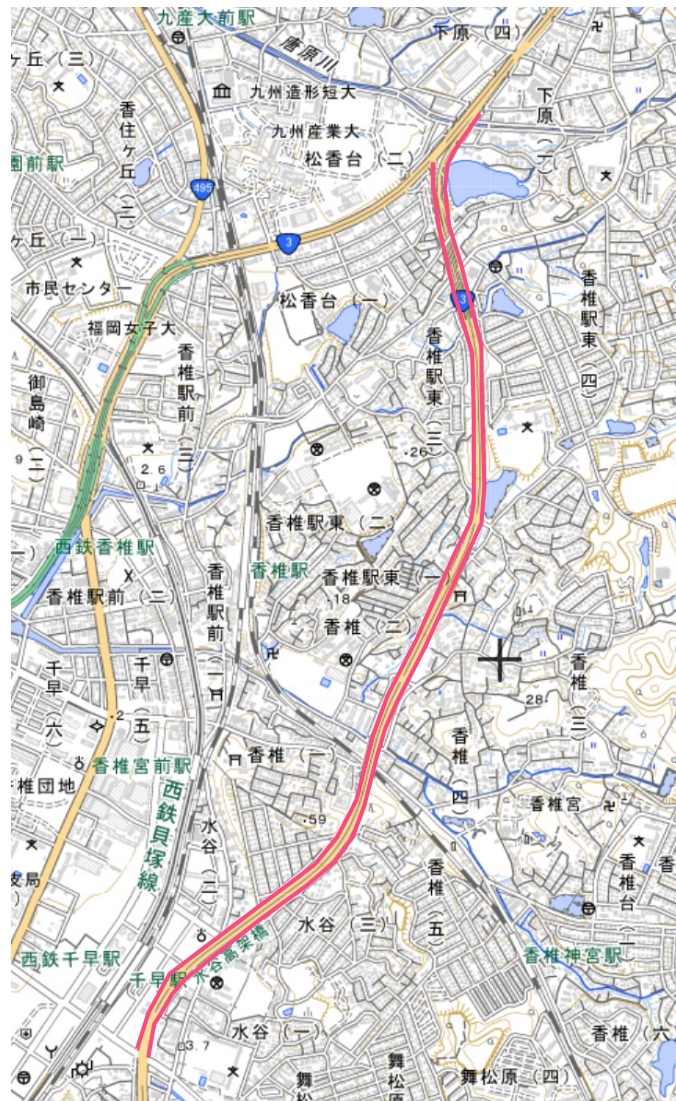
※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

普通自転車専用通行帯



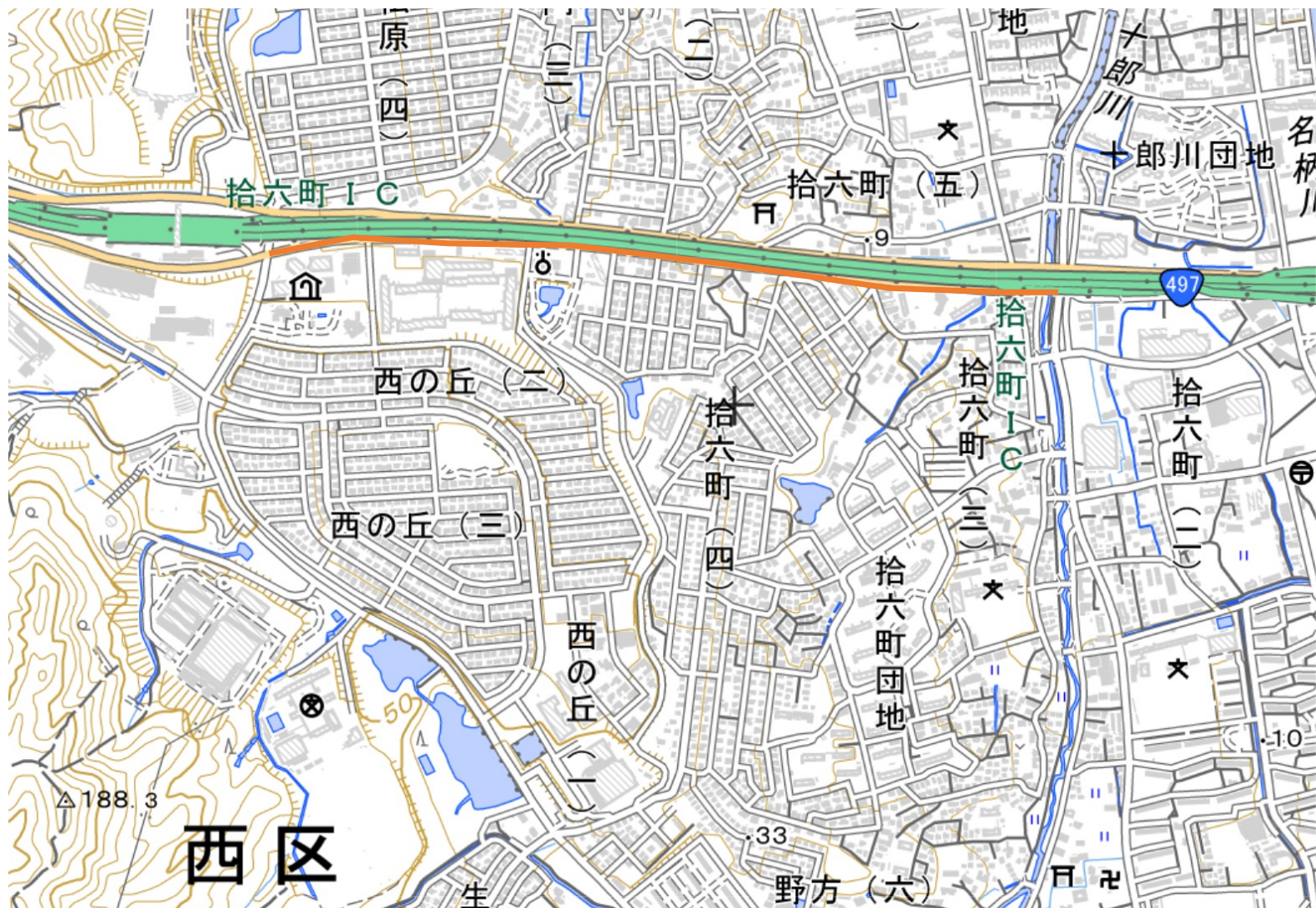
※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

普通自転車専用通行帯



※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

自転車道



※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和3年11月1日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社E X x

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 10月末までの安全性の検証結果を踏まえ、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

（1）新事業活動に係る事業の内容

下記（2）に記載するエリアに所在する各施設敷地内に電動キックボードを配置し、当該施設利用者を対象に利用希望者を募り、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

（2）新事業活動を行う場所の住所

- ①神奈川県藤沢市
- ②千葉県柏市
- ③東京都渋谷区
- ④東京都世田谷区
- ⑤長野県上高井郡小布施町
- ⑥長野県北佐久郡軽井沢町
- ⑦兵庫県豊岡市
- ⑧兵庫県姫路市

（3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1）、2）、3）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の

安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和3年4月～令和4年7月

- 市内全域で実施。



- 実証エリア
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【普通自転車専用通行帯】

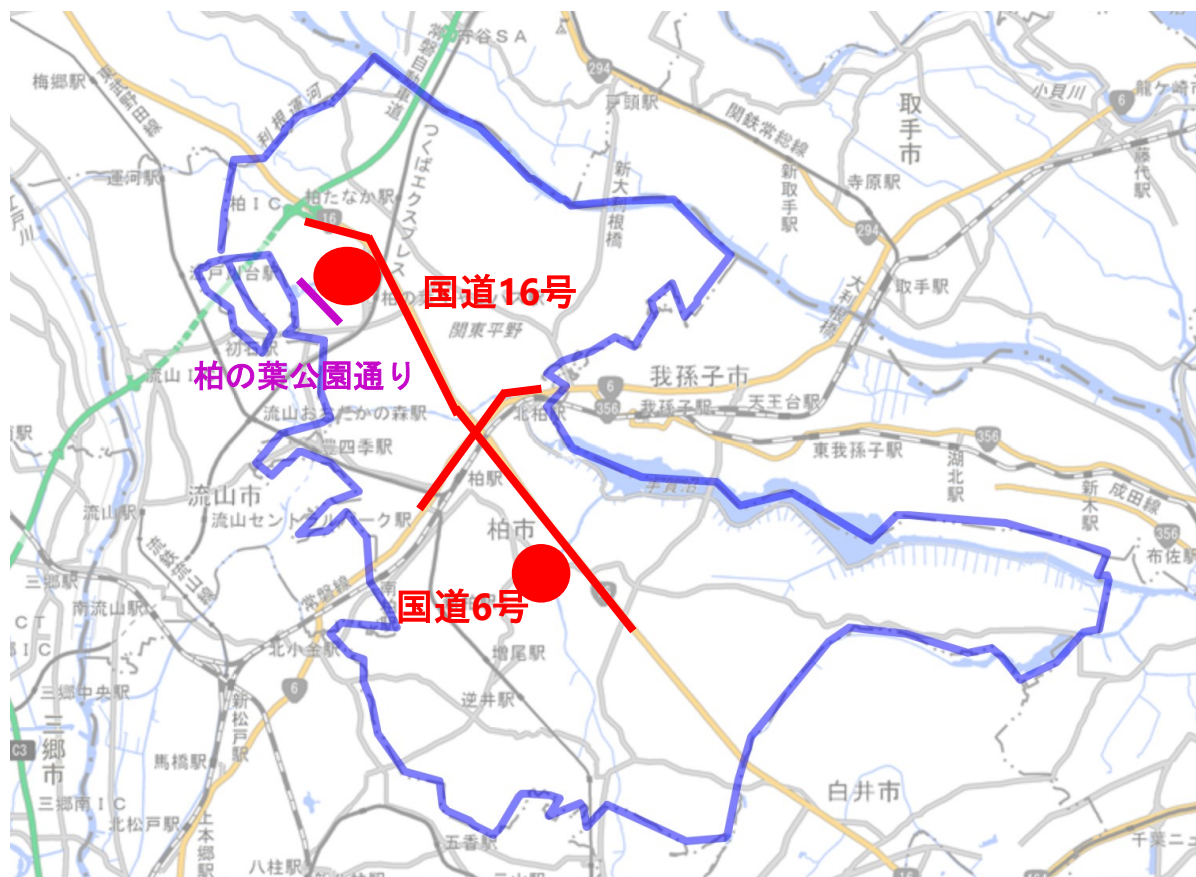
都市計画道路
始点：藤沢市辻堂元町6-58先
終点：藤沢市辻堂元町6-48先

戸塚茅ヶ崎線
始点：藤沢市辻堂太平台2-13-25先
終点：藤沢市辻堂東海岸1-1-38先

市道①
始点：藤沢市本町3-14-16先
終点：藤沢市藤沢496-1先

市道②
始点：藤沢市本鵠沼2-18-21先
終点：藤沢市本鵠沼4-7-34先

- 市内全域で実施。



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道6号

始点：県道51号線接続(柏市旭町5丁目)

終点：我孫子市境(柏市根戸)

国道16号

始点：常磐自動車道接続(柏市十余二)

終点：県道8号線接続(柏市大島田)
(大島田交差点については特例の対象区域に含む。)

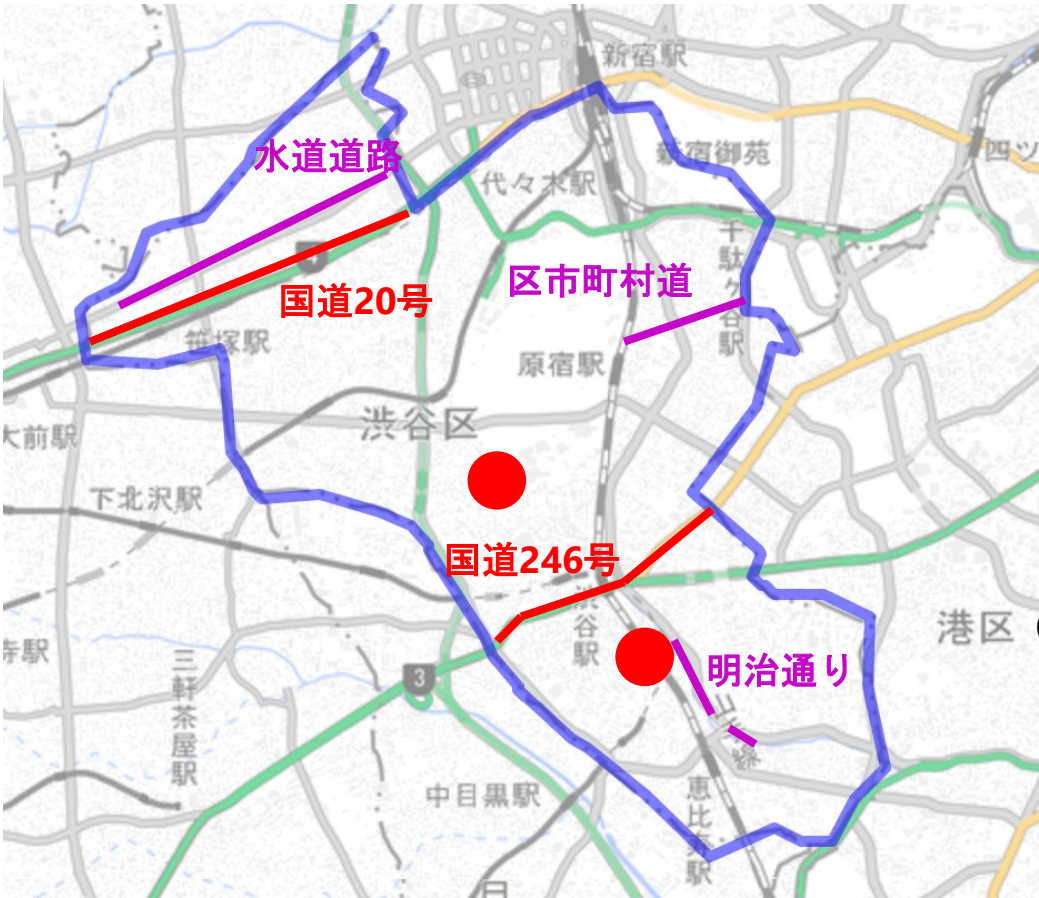
【普通自転車専用通行帯】

柏の葉公園通り

始点：柏市柏の葉5丁目

終点：柏市柏の葉6丁目

- 区内全域で実施。



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道20号

始点：初台交差点(渋谷区初台1丁目47番)

終点：世田谷区境(渋谷区笹塚)

国道246号

始点：港区境(渋谷区渋谷)

終点：目黒区境(渋谷区恵比寿)

(初台交差点については特例の対象区域に含む。)

【普通自転車専用通行帯】

明治通り

始点：渋谷区広尾1丁目16番先東角

終点：渋谷区東2丁目23番3号先

明治通り

始点：渋谷区広尾1丁目14番15号先

終点：渋谷区広尾1丁目15番3号先

水道道路

始点：渋谷区本町1丁目55番1号先

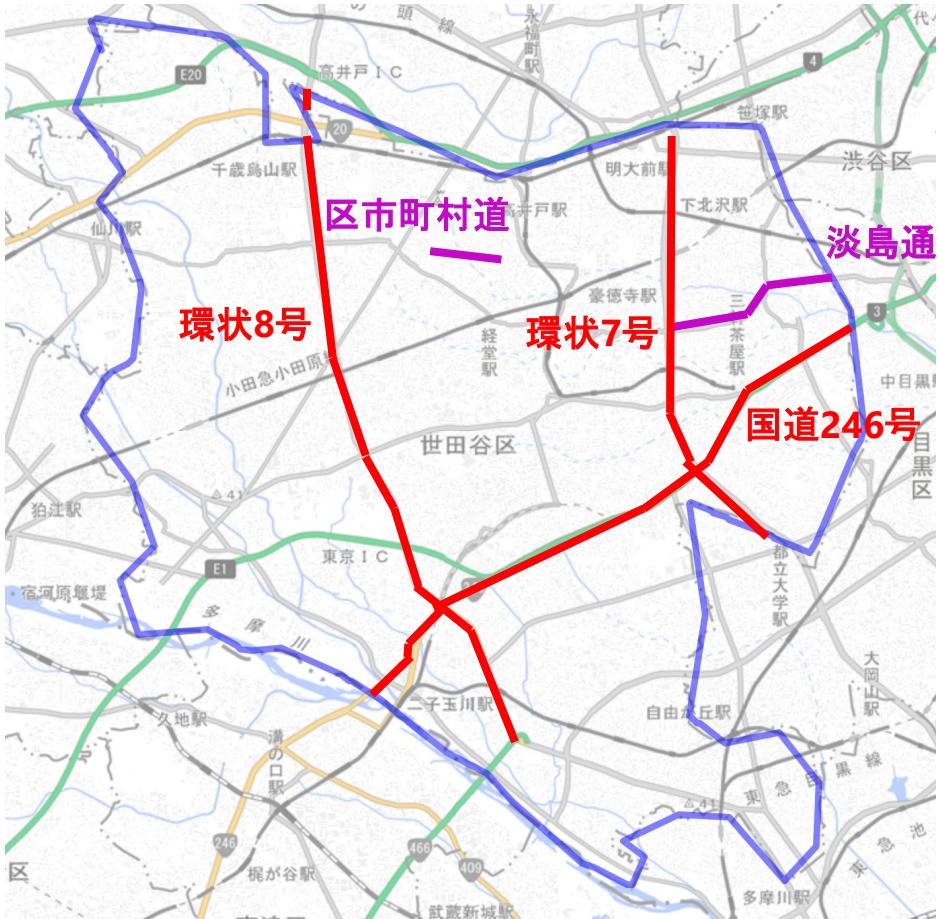
終点：渋谷区笹塚2丁目29番先北西角

区市町村道

始点：渋谷区千駄ヶ谷3丁目63番2号先

終点：渋谷区千駄ヶ谷2丁目31番20号先

- 区内全域で実施。



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道246号
始点：神奈川県境(世田谷区鎌田1丁目1番)
終点：目黒区境(世田谷区池尻)
環状7号
始点：目黒区境
終点：杉並区境(世田谷区大原2丁目23番)

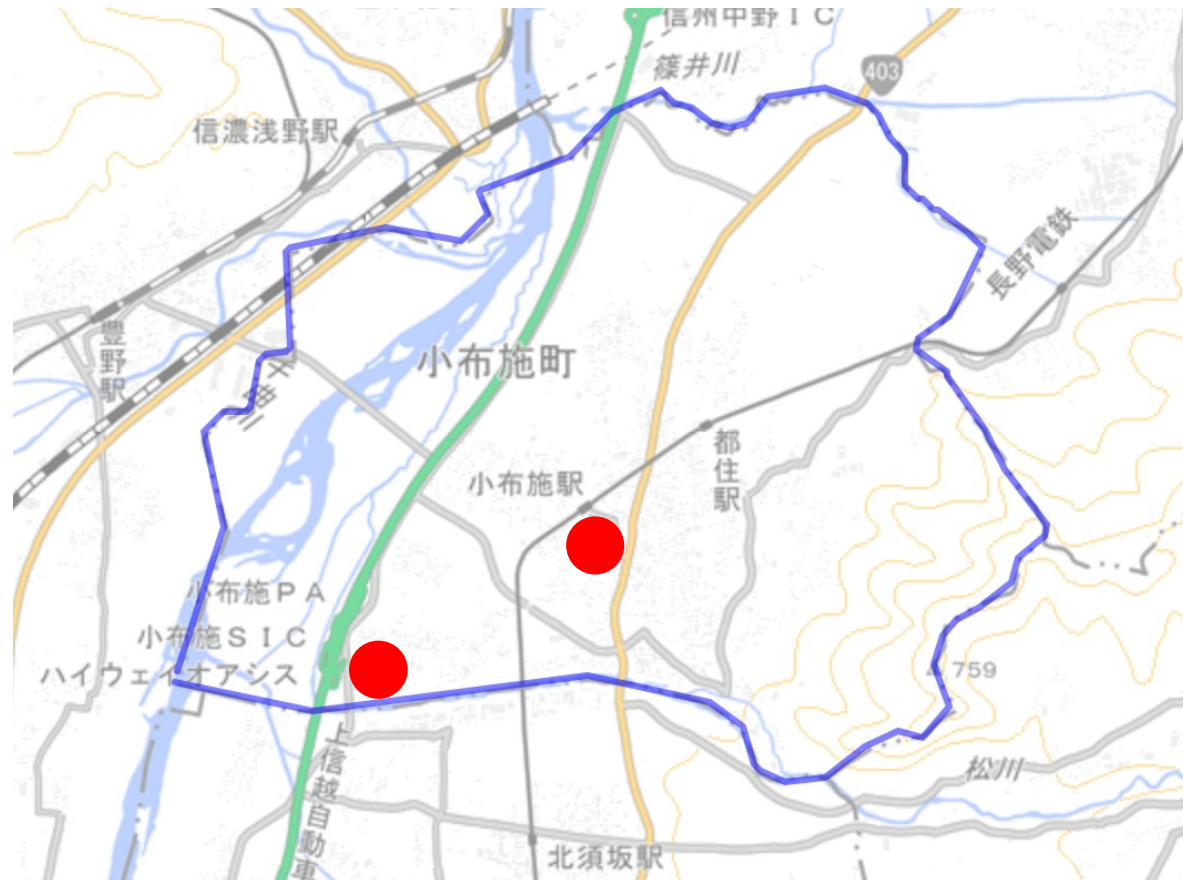
【普通自転車専用通行帯】

淡島通り
始点：目黒区境(世田谷区池尻)
終点：世田谷区若林2丁目36番6号先

環状8号
始点：世田谷区上北沢5丁目41番
終点：第三京浜入口(世田谷区野毛1丁目25番)
(第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む。)
区市町村道
始点：世田谷区桜上水3丁目17番6号先
終点：世田谷区赤堤5丁目2番1号先

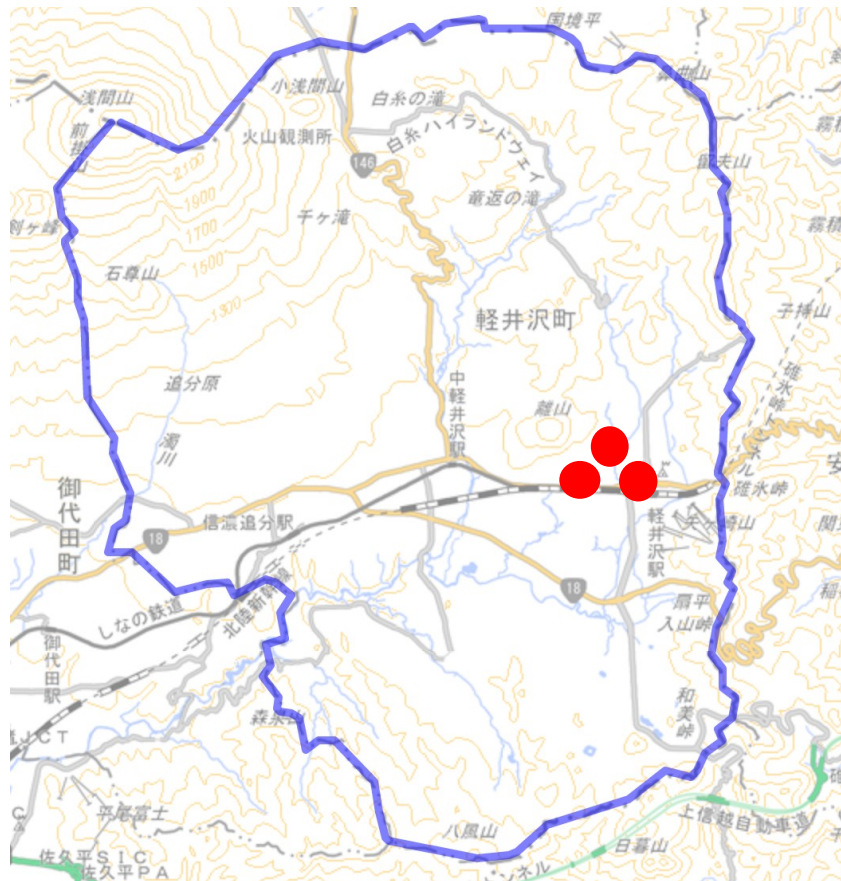
※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり

- 町内全域で実施。



- 実証エリア
- 提供施設

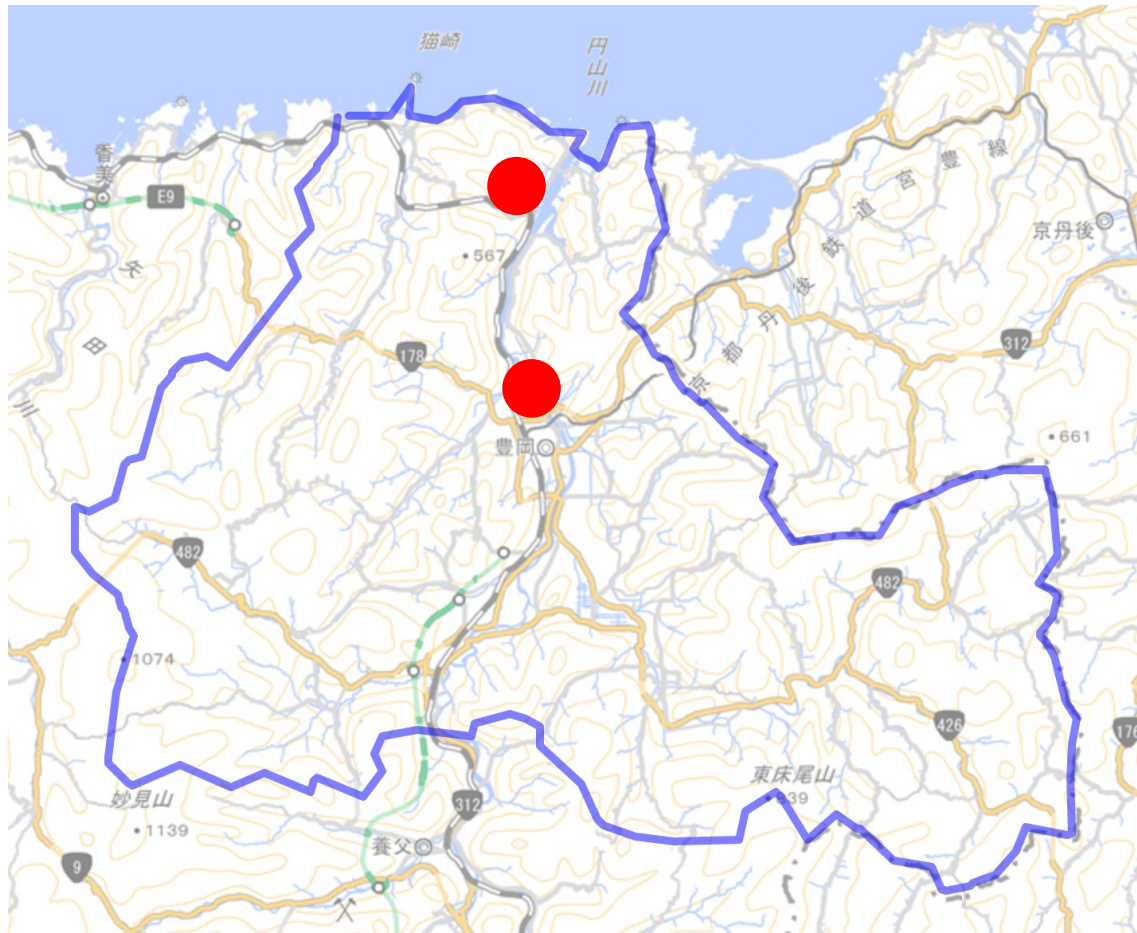
- 町内全域で実施。



—— 実証エリア

● 提供施設

- 市内全域で実施。



—— 実証エリア
● 提供施設

- 市内全域で実施。



- 実証エリア
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【普通自転車専用通行帯】

市道①

東行き：姫路市西延末60-2～姫路市西延末422

西行き：姫路市西延末426-1～姫路市西延末58

県道と久今宿線

東行き：姫路市勝原区宮田116-1～姫路市広畑区北河原町92（飾磨署境界）
姫路市飾磨区山崎台110-1（網干署境界）～姫路市飾磨区鎌倉町7

西行き：姫路市広畑区北河原町92（飾磨署境界）～姫路市勝原区宮田112
姫路市飾磨区鎌倉町6-1～姫路市飾磨区英賀宮台1-2（網干署境界）

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和3年11月1日

2. 認定新事業活動実施者名

長谷川工業株式会社

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 10月末までの安全性の検証結果を踏まえ、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

（1）新事業活動に係る事業の内容

下記（2）に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データ等をGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

（2）新事業活動を行う場所の住所

- ①大阪府大阪市
- ②千葉県千葉市

（3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1）、2）、3）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1）貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2）貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3）当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

（一定の基準の内容）

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

（ア） 長さ 140センチメートル

- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
令和3年4月～令和4年7月

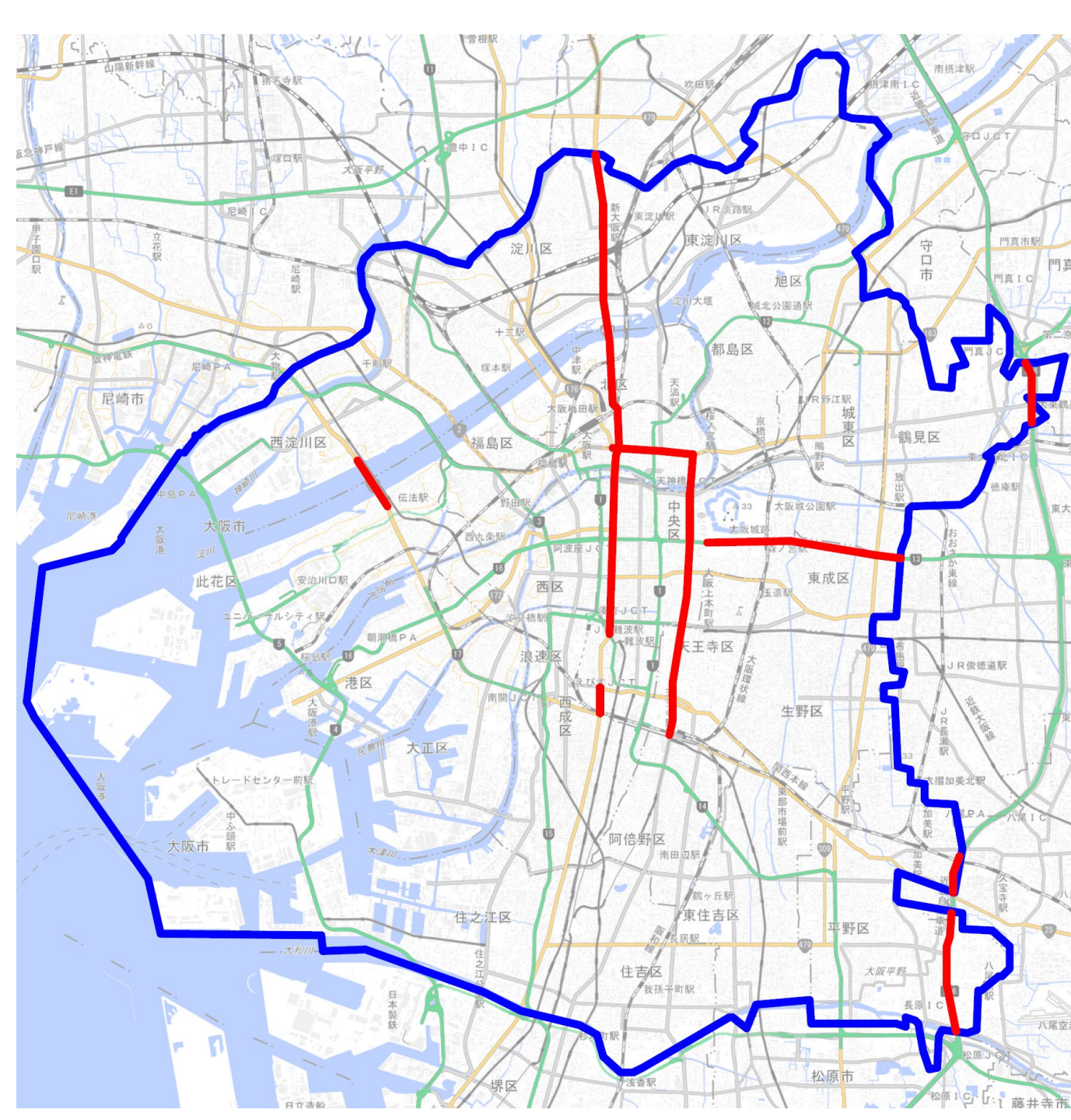
長谷川工業株式会社 実証エリア 大阪府大阪市

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

- ◆ 国道 43号 新伝法大橋（高架部分）～ 此花区伝法5丁目（伝法4交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 国道423号 淀川区十八条1丁目～ 国道25号に接続
- ◆ 国道 25号 国道423号に接続～ 難波5丁目（難波西口交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 国道 26号 浪速区戎本町1丁目（大国交差点を特例の対象区域に含む）～ 西成区花園北1丁目（花園北交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 国道 1号 北区曾根崎2丁目（梅田新道交差点を特例の対象区域に含む）～ 北区東天満2丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）
- ◆ 大阪和泉泉南線 北区東天満2丁目（東天満交差点を特例の対象区域に含まない）～ 阿倍野区阿倍野筋1（近鉄前交差点を特例の対象区域に含む）
- ◆ 築港深江線 中央区馬場町3（法円坂交差点を特例の対象区域に含む）～ 国道308号線に接続
- ◆ 国道308号線 東大阪市境～築港深江線に接続
- ◆ 大阪中央環状線 鶴見区茨田大宮1丁目～ 鶴見区安田2丁目
- ◆ 大阪中央環状線 平野区加美東7丁目～ 平野区加美南5丁目
- ◆ 大阪中央環状線 平野区長吉出戸3丁目～ 平野区長吉川辺2丁目

※2021/4/23 現在
今後変更の可能性あり



長谷川工業株式会社 実証エリア 千葉市

青枠：実証エリア

水色線：普通自転車専用通行帯

- ◆ 中央区千葉港8～中央区千葉港1
- ◆ 美浜区幸町2丁目～中央区中央港1丁目

紫線：自転車道

- ◆ 美浜区磯辺5丁目9～美浜区磯辺5丁目12